

- ・設備等取得価額要件 ※資本金等の規模が5,000万円超の事業者は新增設のみ対象

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下 (※)	1億円超 (※)
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 (※)	2,000万円以上 (※)
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上 (※)	